

平成30年度第1回奈良県人権施策協議会 議事録要旨

1 開催日時

平成30年5月25日（金） 10:00～11:00

2 開催場所

奈良県文化会館 地下1階 多目的室
奈良市登大路町6-2

3 出席者

委員：阿久澤委員、阿古委員、佐々木委員、須藤委員、寺澤委員、松岡委員、松田委員、村上委員
事務局：梶田くらし創造部長、奥田くらし創造部次長、矢富人権施策課長、大山人権・地域教育課長、青山人権施策課主幹、細井人権・地域教育課長補佐

4 議題

- (1) 奈良県人権施策協議会会長及び副会長の選任について
- (2) 計画改定部会、調査分析部会の設置について

5 意見交換

「奈良県人権施策に関する基本計画」の改定にあたっての意見交換

※配付資料

平成30年度第1回奈良県人権施策協議会 出席者名簿・配席図
奈良県人権施策協議会委員名簿
資料1. 奈良県人権施策協議会規則
資料2. 「奈良県人権施策協議会」に設置する部会について（案）
資料3. 「奈良県人権施策に関する基本計画」の概要について
「奈良県人権施策に関する基本計画」本編
「奈良県人権施策に関する基本計画」概要版

5 議事内容

梶田くらし創造部長 挨拶

ご案内の通りではあるが、昨年度は委員の皆さまにご協力を頂き、寺澤先生を始め、調査部会の先生方にもご尽力を頂いて、「人権に関する県民意識調査」を実施した。この調査結果については、これから分析や調査をして頂く訳ではあるが、これからの人権施策を考えて、実行をしていく上で、大変貴重な資料になると思っている。そして、しっかりと公表をしていかなければならないと考えている。今年度は、この調査結果について、分析、考察の作業を進めて、

一定の取りまとめを行い、この協議会で報告することを考えている。

そして、この作業と並行をして、調査結果の分析、考察の結果を踏まえて、今年度は、平成16年度に策定致し、14年余り経過している「奈良県人権施策に関する基本計画」を改定する予定である。本日は、これらの検討を進めていくための専門部会の設置についても、お諮りをさせて頂き、このようにお集まりも頂いたので、限られた時間ではあるが、計画の改定にあたって、委員の皆さまから専門的な観点などから、色々なご意見を賜りたいと思っている。

青山人権施策課主幹

それでは議題（1）奈良県人権施策協議会会長及び副会長の選任について。本日は、4月1日に新たに委員任期が始まってから最初の協議会の開催となるので、会長及び副会長の選出をお願いしたい。資料1「奈良県人権施策協議会規則」をご覧頂きたい。人権施策協議会規則第3条第2項では、委員の互選により会長、副会長を定めることとなっている。皆さま、いかがであるか。

松田委員

これまでから当協議会の運営にご尽力頂いた寺澤委員に引き続き会長に、同じく野口委員に副会長に、今期もご就任頂ければと考えているが、いかがであるか。

各委員

異議なし。

青山人権施策課主幹

委員の皆さまの賛同を頂いたので、寺澤委員に会長を、野口委員に副会長をお願いしたいと存ずる。

寺澤会長

続けて会長に就任することになった。大変光栄ではあるが、課題がたくさんあるので、一生懸命努めてまいりたいと思う。

それでは、議題の方に移らせて頂く。計画改定部会、調査分析部会の設置について、事務局より説明願う。

矢富人権施策課長

資料に沿って説明

寺澤会長

只今、事務局より提案があった二つの部会の設置について、ご意見をお伺いしたいと思う。いかがであろうか。スケジュール等については、また流動的になる可能性はある。部会の設置については、了承頂けるだろうか。

各委員

異議なし。

寺澤会長

それでは、計画改定部会と調査分析部会の二つの部会を設置する。次に両部会の委員の指名であるが、私の方から指名ということになっているので、お願いをさせて頂く。基本計画の改定部会の方には、協議会の佐々木委員にお願いをしたいと思う。各委員にご承諾を頂ければ、私もこの委員に入らせて頂きたいと思う。

さらに協議会規則第7条第4項に基づき、外部委員として、天理大学名誉教授の池田士郎先生に加わって頂きたいと思う。

調査分析部会には、昨年度の「人権に関する県民意識調査部会」に引き続き、野口委員、阿久澤委員にお願いする。

さらに協議会規則第7条第4項に基づき、外部委員として、大阪樟蔭女子大学副学長の竹村一夫先生に加わって頂きたいと思う。それぞれの部会に、3名ずつお願いしたいと思うが、よろしいか。

各委員

異議なし。

寺澤会長

では、計画改定部会は私と佐々木委員、池田委員とで、調査分析部会は野口委員、阿久澤委員、竹村委員で構成する。

また、部会長は、協議会規則第7条第3項の規定に基づき、会長指名となっているので、計画改定部会は私が努め、調査分析部会は野口委員に務めて頂きたいと思うが、よろしいか。

各委員

異議なし。

寺澤会長

野口委員の部会委員就任並びに部会長就任についても、私からお願いする。

本日の議題については、これで終了とする。続いて、3「奈良県人権施策に関する基本計画」の改定にあたっての意見交換に移らせて頂く。まず、事務局から、現基本計画の概要について、説明願う。

事務局から説明頂いた後に、委員の皆様方の専門的な観点から、改定にあたってのポイントと思われる点や着眼すべき点など、ご意見を頂きたいと思う。

矢富人権施策課長

資料に沿って説明

寺澤会長

概要版に沿って説明を頂いた。現行、こうした基本計画を使用している訳であるが、これを改正していくということになる。残しておくべき事柄、あるいは、新しい状況の中で、付け加えなければならない事柄を含め、一連の説明を受けて、基本計画の改定はこのように行ってはどうかといった様々な意見を出して頂きたいと思う。

松岡委員

先日にあるホームページを見ていたら、様々な女性団体が登録されているホームページがあった。しかし、他の近畿府県はあるにも関わらず、奈良県だけ全くない。奈良県だけ全くない状況を見ると、どうして奈良県では女性団体が育たないのだろうかと思った。例えば、DVのシェルターが奈良県にはあるのか、また、女性はもうそれ程マイノリティではないのではないかという見方もあるかもしれないが、男女平等が実現されているとはとても言いがたい。

まだまだ女性がリーダーシップを発揮出来るような場が少ないと思うので、その辺りも含めて、どうして奈良県はそのような状況にあるのか。何か女性団体を作りにくいものがあるのではないだろうか。

例えば、人が集まる為には、会場が必ず必要になるが、その会場を借りるのが、借りやすくなっているのか。会場を借りる際に、その団体に細かい規則がないと借りることが出来ないなど、色々なハードルを設けているのではないかと思った。

寺澤会長

今日は担当課がないので、具体的な問題提起を受けたことについて、特に配慮、注意すべき事柄として、後程改めて説明を頂ければ幸いである。

阿古委員

平成16年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」について、今回新たに改定をされるということである。私ども行政サイドから申し上げることとしては、通常、様々な行政に関することは、このような基本計画を作成する。その計画に沿って、進めるということなので、その検証が大切になる。

例えば、その計画について一定の期間を設けられると思うが、その達成度の検証がどこかの時点で必要ではないだろうか。どのレベルまで達成出来ているのか、出来ていないのかといった検証があって、その上で、次にどうするかといった計画の立て方をされることが良いかと思われる。その検証をしないと、計画を作ったとしても、同様のものになってしまう可能性が高い。社会情勢の変化の部分については、盛り込まれると思っているが、今見させて頂いたら、計画そのものは非常に良いものが出来ているので、内容的には大きく変わってこない気がする。

一定の期間で、どこまで達成出来た、ここの部分は達成出来なかったという検証をされて、次の計画策定に入って頂く。その意味の調査部会と考えているので、その過程を組んで頂きたいという思いがある。

計画は計画を作ることが目的ではなくて、その計画を達成することが目的であるので、その点はよろしくお願いしたい。

寺澤会長

今回の改定部会等々の中で、阿古委員からご提案あったことについては、応じて頂けるように、資料等を整えて頂くとスムーズに進むように思われる。よろしくお願いしたい。

村上委員

分野別に挙げられているそれぞれの分野に共通する話ではあるが、前回の基本計画が策定されてから14年が経過している。その間の時代の流れをきちんと反映させる必要があると思う。

例えば、昨年末に発表された厚生労働省の「障害者の虐待状況について」、虐待防止法が施行されてから、逆に増えているのである。施設内の職員による虐待が増えたり、障害のあ

る人たちに対する虐待が増加している現象というのは、見逃せないのではないかと考えている。

そして、先ほど松岡委員がおっしゃられたが、女性問題もそうである。最近、財務省の事務次官が辞められた問題を始め、数多くの事例が出てきている。世界的には、me tooの運動があるにも関わらず、日本ではそれに呼応した運動が広がらない。奈良県では、女性団体が少ないというご意見であったが、そのような土壌があるのではないかと思う。この会議では、女性の委員の方が多いが、他の参加する会議では、圧倒的に男性陣が多い。そのような時代背景をきちんと反映した計画になれば良いと考えている。

阿久澤委員

かなり年数が経過しているので、当時の施策状況としては、人権教育、啓発が非常に中心になっていた。教育、啓発だけを行い続けるのは限界があるのではないだろうか。その辺りをしっかりと踏まえて、書き直した方が良いのではないだろうか。

後は、部落差別解消推進法に係る人権三法が出来て、「教育、啓発」だけでなく、具体的な施策に繋がっていく調査をしっかりと反映させることが大事であると考えている。

そして最後になるが、学校教育との連携について、学校はどんどん道徳教育の推進を進めていて、どれ程、人権教育との整合性が取れているのか見えにくい面がある。そこを一度、改定の際に議論をして頂ければと思う。

佐々木委員

時代がかなり変わっているので、改めて人権の見方について考える必要があるとのご意見があった。細かな時代の流れとして特徴的なことが、少子高齢化が進んでいることだと思われる。

その点で、例えば、今までは高齢者は60歳が定年で、65歳まで年金を貰えないという人が増えてきている。もし65歳以降に定年になったとしても、仕事をしたいという人が増えていく状況でもある。そのような高齢者の就労の問題であったり、また、障害のある方もただ居場所があるだけではなくて、その方の能力に応じた仕事をして、収入を得るといった障害者の方の就労の問題もある。また、女性が自分の能力を活かして、フルタイムできちんと働けるような環境の整備など、就労の問題も人権問題として考えていかなければならないと思われる。

また障害者について話が出たが、障害者差別解消法や奈良県の障害のある方の為の条例など、様々な施策が進められている。そのような面をしっかりと活かした内容にして頂きたいと思う。

後、障害の分野で気になっているのが、障害のある子どもの問題についてである。障害者手帳を取る程ではない軽度の発達障害をお持ちのお子さんが、中々適切な支援を受ける場がないのではないかと感じている。どうしても親任せになってしまって、親のしつけが悪いということで悩んでいるお母さんからたくさん相談を受けたりする。障害のあるお子さんに関して、特に軽度のお子さんに関して、地域の中で受け皿になるような、支援を受けることが出来るような場があれば良いと感じている。そのようなことも今回の改定の中に反映して頂ければと思う。

須藤委員

私たち人権擁護委員連合会の中で、先日から色々と議論をされていることになる。私たちの活動の中に、「高齢者・障害者委員会」というものがある。この委員会の名前について、「障害」の「害」をひらがなに変えようということで、かなりの議論をしている。全国人権擁護委員連合会では、この「害」をひらがなの「がい」に変えようということが既に決まっているようである。

ただ、漢字を単にひらがなに変えることだけでなく、その意味をしっかりと踏まえた上で、

私たちも活動をしなければならない。

そのような議論をしていることが一点と、それからもう一つ、本日の午後から橿原市で私たちの総会がある。その中で、平成30年度の啓発活動の強調事項が提案されると思う。今日頂いている資料の中に分野別の人権施策の推進という全部で12項目、「その他」まで12と記載されている。この「その他」の中に、東日本大震災に関連する偏見や差別が未だに根強くあると考えているので、それも一つ付け加えて頂ければということで、よろしくお願ひしたい。

松田委員

阿古委員がおっしゃられたように、計画自体は非常に良くまとめられていると思う。そのため、この計画がどの程度実行されているのか、十年の間にどのように変化したのかが気になるところ。やはりこの計画が少しずつでも実現出来るような社会になってほしいし、皆さまの目に届くようにして頂きたい。私たち「いのちの電話」として活動をしているが、活動をしていても、活動が必要な人に届かないことが一番の悩みである。そのため、このような計画も必要な人のところへ、きちんと情報が届くようにして頂きたいと思う。

寺澤会長

各委員方から大変貴重なご提言を頂いた。私も委員の一人として申し上げる。

人権というのは、概念の中に押し込まれて、そこだけ検証をしているような印象を受ける。やはり制度や仕組みといった具体的な施策の中で、人権がどのように守られているのか、サポートされているのかが見えてこない、人権感覚や人権意識は分からないと思う。そのようなことを踏まえると、基本計画が持つ意味は大きいので、その点に留意をしていきたい。

特別支援学級という制度があるが、そこで学んだ子どもたちが中学校を卒業した後の進路実態について、十分把握されていない。奈良県の人権教育はなされているのか、気付かされた。そのような意味では、基本計画が持つ責任は重たいと思っている。

以前は教育委員をしていたが、大体成人式というのは、教育委員会と市町村が主催をする。障害を持った新成人は、ほとんど成人式には参加しない。これも奈良県の課題ではないかと思っている。人権が整っていく楽しさ、喜びを実感する中でしか、人権感覚や人権意識は育ちにくいのではないだろうか。その為には、厳しくしんどい思いをされている人たちにどう届けるかが、先ほども意見があったように大切だと思う。

なお、この部会は私と佐々木先生と池田先生の三人に荷が重くなるので、皆さまの方からたくさんの助言を頂いて、進めさせて頂きたい。

それではこれを持って、本日の協議会を終了する。

以上